

令和6年度久山町子育て世帯訪問支援事業（子育て応援ヘルパー）業務受託者募集要項

1 目的

本業務は、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の福祉の向上を図るため、子育て応援ヘルパーが家庭に訪問し、家事、育児等の必要な支援を行い、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的として、以下のとおり委託先を募集します。

2 委託業務名

令和6年度久山町子育て世帯訪問支援事業（子育て応援ヘルパー）業務

3 事業実施地域

久山町内全域 ※ただし保育所等の送迎・外出時の補助に関してはこれに限らない

4 事業内容

別紙「令和6年度久山町子育て世帯訪問支援事業（子育て応援ヘルパー）業務委託仕様書」のとおり

5 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

6 委託料 委託料単価は次の金額のとおり（税込）

（1）ヘルパー派遣（1時間あたり）

世帯区分	利用時間48時間以内	利用時間49時間以上
生活保護世帯	3,600円	3,600円
住民税非課税世帯		3,300円
住民税所得割77,101円未満の世帯		
その他の世帯	3,100円	

（2）交通費（1回あたり） 1,000円

（3）管理費（1月あたり） 5,000円

※買物代行の実費額及び保育所等の送迎支援児の交通費、キャンセル料については利用者負担とする。

7 応募資格要件

次に掲げるすべての事項に適合するものとする。

- (1) 久山町の物品・役務等入札参加資格に登録されていること、または前記の登録はないが、仕様書に定めた業務を確実に遂行できる事業者であること
- (2) 久山町の物品・役務等入札参加資格の指名停止の措置を受けていないものであること。
- (3) 久山町暴力団排除条例に定める暴力団排除措置要件に該当しないこと。
- (4) 法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。
- (6) 申請書類に虚偽の事実を記載した者でないこと。

8 応募について

(1) 受付期間

令和6年3月22日（金）から随時

(2) 申請方法

所定の申請書に必要書類を添付して、久山町福祉課子育て支援係までご提出ください。
(郵送も可とします。)

(3) 提出書類

ア 子育て世帯訪問支援事業（子育て応援ヘルパー）事業受託に係る登録申請書（様式第1号）

イ 業務経歴書（様式第2号）

ウ 役員等一覧（様式第3号）

エ 各種許可書及び登録証明書

オ 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

カ 滞納(未納)がないことの証明書

キ 印鑑証明書

ク 使用印鑑届（実印と異なるときのみ）（様式第4号）

ケ 誓約書及び承諾書（様式第5号）

ただし、久山町の物品・役務等入札参加資格に登録されている事業者については、ア・イのみ提出してください。

9 審査等

久山町は、参加を希望する事業者が提出した書類を受け、審査を行い、結果を通知します。委託事業者として適格であると認められる場合、久山町と委託契約を締結して業務を

実施します。

10 その他

- (1) 書類作成にかかる費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をした場合、又は重大な不備がある場合は無効とします。

11 担当課

久山町福祉課子育て支援係

住所：〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地

電話：092-976-1111

電子メール：fukushi@town.hisayama.fukuoka.jp